

令和5年 第2回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和5年2月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明があります。お願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

担当地区の委員さんの調査報告をお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

14番委員

14番の〇〇地区担当の原澤です。

農地法第3条による調査結果を報告いたします。

現地は、今、登記をして、お子さんが相続したんですけれども、そのまま〇〇さんに貸していた。現在は草地となっております。それで、〇〇さんがずっと作ってるんですけれども、そこは〇〇がとおっていまして、あの辺の人は、それを水源として使っているものですから、ほかの人に譲渡されると困るといって、〇〇さんがこの土地を買って4、400㎡ぐらいなんですけれども、譲り受けて管理したいという、そういうお願いです。それで、これから先は野沢菜とか計画するらしいんですけれども、今のところは現状は草地として管理されています、それで、〇〇さんも農業をやらないということで、譲りたい。それで〇〇さんもこれからまた手広く規模拡大をやりたいということで話合いがついたところです。そんな結果です。どうか皆さんの審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告がございました。

皆様のほうから質疑それからご意見ございましたら、お願いしたいと思えます。

なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

議案第5号は許可といたします。

続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明がございました。

事務局

3ページをお開きください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま説明がございました。
地区担当にお願いしたいんですが、委員は、中島エリさんですね。見えていないので……
（「博恵さんです」の声）
そうですか。では、すみません、大変失礼いたしました。
地元の説明を、地区のお願いいたしたいと思っております。

8番委員

8番、〇〇地区担当の中島です。
この農地法第5条による申請事案について、調査結果を報告いたします。
申請地は、〇〇を〇〇方面に向かい、〇〇を渡り、右折100mぐらい進んだところの左側にあります。令和5年2月2日に現地は積雪のため詳細は不明なんですが、令和3年度頃、ほかの用事で対岸の山の中腹ですね、道を挟んだ対岸、そんなに上まで行きません50mぐらい、もうちょっとです、もうちょっとです。もうちょっと右が、そうです、その辺です。その辺から見下ろしたときに、裸地化した申請地が見えました。譲受人が駐車場として使用したいということでした。転用目的の確実性ですが、預金残高により購入資金は確実かと思われまます。また、申請面積は200㎡と適切かと思われまます。また、駐車場の周辺なんですが、〇〇の護岸または原野または〇〇の排水路などで、農地は存在しません。したがって、転用することによって生じる営農への支障、作物への被害はありません。
以上ですが、よろしくご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。
本当に中島さん、失礼いたしました。ありがとうございます。
ただいま説明がいろいろとありました。
ちょっと気になるところというか、それは譲受人が〇〇さんであること、それから雪で現地がちょっと見えないような状況もあった中で、この写真は、前の写真でそういうものが出ているのだと思いますが、そんなことがちょっと気になりますが、皆さんのほうではいかがでしょうか。質疑それからご意見を伺いたいと思っております。

事務局

ちょっと補足をさせてもらっていいですか。

議 長

事務局から補足説明があるそうでございます。

事務局

事務局もちょっと心配になって、現地に行かせてもらいました。駐車場用地ということなんですが、ちょっと100mぐらい離れたところなんですが、〇〇の〇〇があって、そちらで購入して、〇〇というふうに書いてありますが、〇〇とかをやられている方ですので、他にも〇〇をやっていますので、用品置場とか、そういうのを予定しているようです。先だって〇〇の土地も購入したりしていて、外国人がどうだということではないんですが、気になるところで

はあります。現地なんです、しばらく農地として使われていない土地のよう
です。河川に沿ったところで、現地、公図かなり混乱したところなので、地形
がどのへんか分からない、分かりづらいというところもあるんですが、実際は
ちょっと一部河川の脇ですので、傾斜があるような状況も見受けられます。5
と、今、5の1の5と書いてある辺りは、もう傾斜になっているような状況で
す。実際、先ほどの写真のとおり、現段階は雪、町道ですので、〇〇線という
んですか、そちらになって除雪の雪を押し出すような場所が隣接の5の1の1
の下のほうになっているような状況です。この道路の敷地もよく分からないよ
うな状況ですので、現地がこの航空写真によると、ちょっと確認ができないと
いうことで、現段階は雪の状況も勘案すると、ちょっとはっきり分からない。
ただし、県にも相談したんですが、隣接に農業が盛んでない地域と隣接で営農
されている農地がないということから、転用許可ができない理由が見当たらな
いということになっていて、現段階で地形を判断するのに航空写真
と確かな地図でやるより他ないと思いますので、現状を考えて許可の可能性の
ある地域ということと相談させていただいたところです。

以上です。

議 長

以上もお含みになって、皆様のほうからどうでしょうか。

この件に関してなければ、承認という形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第6号は許可相当といたします。

続きまして、議案第7号 農地利用集積計画に対する意見決定について、事
務局より一括の説明がございます。お願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件、7件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年9, 615㎡、利用権存続期間は3年1, 768㎡、5年
7, 847㎡。畑の賃貸借の通年2, 235㎡、利用権存続期間は2年1, 4
39㎡、8年11か月796㎡。田と畑の合計は11, 850㎡です。貸手は
7戸、借手は6戸でございます。

7ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま
す。

以上、よろしくお願いたします。

議 長

ご説明ありがとうございました。

皆様のほうから、これにつきましてご意見ございますでしょうか。

なければ、承認という格好でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、議案第7号は承認といたします。

続きまして、議案第8号 農用地利用集積計画（一括方式）について、事務局より説明がございました。

事務局

では、8ページをお開きください。

議案第8号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年1,656㎡、使用貸借の通年10,534㎡、利用権存続期間は9年3か月1,656㎡、10年10,534㎡。畑の賃貸借の通年11,384㎡、使用貸借の通年7,527㎡、利用権存続期間は10年18,911㎡。田と畑の合計は31,101㎡です。貸手は12戸、借手は6戸でございます。

10・11ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

皆様のほうから、ご意見、ご質疑ございますでしょうか。

なければ、これも承認という形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

では、議案第8号は承認といたします。

続きまして、議案第9号 農地に該当しないことの証明願について、一括して事務局より説明がございました。

事務局

12ページをお開きください。

議案第9号 農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求めます。

1、別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、農地に該当しないことの証明願について、〇〇担当地区委員の中島さんよりご報告いただきたいのですが、先ほどの雪で、この奥ですからもっと雪なのかなと、この辺を踏まえてご説明いただければありがたいです。

8番委員

8番、〇〇地区担当の中島です。

農地に該当しないことの証明願に係る調査結果を報告いたします。

まず、〇〇地区が〇〇区、〇〇区、〇〇区と3つの行政区に分かれております。申請地は、結構広い範囲にわたってしまっていて、〇〇から見たり、遠望ですか、あとスノーシューをはいて調査もして現地を確認いたしました。現地は、谷の奥まったところとか、また航空写真では分かりにくいんですが、20から25度ぐらいの傾斜地でもあります。また、既に山林化もしくは山林になっております。申請者と会ったときに、そこ杉が植えてあるよという話も伺いました。奥まったところなんで、農地に復元することも困難、またそれを維持することも困難かと思われまます。その他、想定されるような懸案事項は見当たりません。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ちょっと水を差すようなお話になってしまうかもしれませんが、雪解け、雪あっても雪がないときの状況が把握できているという解釈でよろしいでしょうか。

この件に関して、事務局、もし現地調査、そういうものができなかった場合には、少し時間を取られて雪解けを待ってからとか、そういうような方法もあるのか、それとも一括で、中島さんがよく心得ている土地なので、皆さんが承認いただければそのまま押し切っていいのか、その辺を含めてご説明願えればと思っております。

事務局

では、事務局のほうから説明いたします。

実は先だって、先月も〇〇さんと、かなり〇〇で広く田んぼを持ってやられている方で農地をかなりお持ちの方なんですけれども、今回、先月かな、せがれさんに経営移譲ということでさし上げる、だんだん移行していく形の中で整理されているところで、先代から受け取った農地なんですけど、残念ながら、もう農業として合理的にできないような農地については、もしくは、もう既に山林化している農地については今回整理したいということで、大量に一括で出ているところです。10月頃、実はご相談をいただいていたんですけども、なかなか現地調査できない、この時期になって結局、非農地が行政書士の方から出てくるという形になってしまったのは、自分たちがちょっとすぐできなかったかなとなって後悔しています。私も今回現地を確認させていただいております。博恵さん現地に行っていたので、私も遠くから行ける範囲で調査させていただいたんですが、かなり傾斜がきつくて、ご存じのとおり、〇〇地区は、この地区については、〇〇ダムができた時に少し上に上がったようなところが多いところで、その上がったところで、昭和40年代から土地改良事業が始まったというのが聞いているところがございます。それについても、その前の段階での残地の農地について、今回傾斜地とか、削除しているところについては、整理がされたというところがございます。何枚か写真も撮ってきたところなんですけれども、傾斜地以前にもう山林化したところがほとんどでございますので、私の方としては、許可相当と考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

雪の中現地確認に行っていたのと、本当にご苦労さまでございます。

皆様のほうから質疑それからご意見を求めたいと思います。いかがでしょうか。

なければ、承認という形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第9号は承認といたします。

続きまして、協議事項・報告事項に入ります。

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明がございます。

事務局

14ページをお開きください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

次のとおり届出を受理しましたので報告いたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

今、解約の報告ということでございます。

皆様のほうから、この3事案につきまして何かご質問ございますか。

なければ、承認と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、承認と決定いたします。

6番のその他ですが、委員の方からの報告、それから質疑等ございましたら、お手を挙げていただきたいと思っております。

皆さんのほうからはないようですので、事務局のほうは何か用意していますか。

事務局

1件、ご相談というかご報告をさせていただきたいと思ひまして、お時間いただきました。

お手元の資料ですね、縦型の能率給の支給に関するという資料を用意させていただきました。その案件でございます。原稿を持ってきてますので、それを読ませていただきます。

本年度は、活動の見える化が実施され記録簿の提出等、ご対応いただきました。いろいろご苦労されたと思います。これは、国が進める農業委員会活動の必須事務として、担い手への集積、集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進を最適化活動として位置づけ、本年度4月に農地利用最適化交付金事業として要綱が改められてお願いした次第です。明確に活動内容みたいなものを具体的にすることで、見える化ということで進められた事業でございます。

これは、今回の改正については、目標設定、先ほど申した集積、集約化等のことなんですが、活動内容が明確に位置づけられたとともに、交付金の配分方法を最適化活動を促すため、委員の活動実績による割合が大きい算定へと変更されました。このことから、委員への支給についても活動日数に応じて支給することが望ましいとされ、条例等の改正について今回ご案内させていただきたいと考えております。

具体的には、最適化交付金を農業委員、推進委員の報酬へ充当を行い、基本

給に上乗せした能率給について変更を行うものです。活動を促す算定方式に変更されたことを鑑み、町としても、この支給方法について規則により定め、より活動を行った委員さんへより支給できるよう、先日、会長、職務代理、推進委員の委員長、副委員長の意見を参考に、計算方法について検討させていただきました。

資料をご覧になっていただければと思います。

新旧、資料縦書きのものなのですが、現行を上表の部分が皆さんに今後支給させていただく報酬の表でございます。基本給とプラス能率給を上乗せして交付する仕組みになっています。ただ、能率給のほうが要は計算方式によって金額が変わることから、地方自治法に求められる具体的な数字として幾らぐらいという表現をつけさせていただいているところです。こちら今回より、皆様に出来高というか、そういったものをお配りさせていただくことによって促すということで、上限を32,900円から72,000円以内でという表現に変えさせていただく予定でございます。

それで、計算方式については、条例でこういうふうに定めて、計算方式については規則ということで計算して上乗せする形になります。現行についても、この28年から最適化交付金ということで名前が変わったんですが改正としては、内容に沿って計算方式を定めたものです。現段階だと単純に能率給として交付された交付金を委員さんの数で割って、要は均等に上乗せさせていただいて交付する、32,900円が上限という形でございます。それを現段階で改正で3月の定例議会にかけて、議決をいただかないと施行ができないようなんですが、下のとおり、まずは農用地最適化交付金を財源とするということと、定める方法として、能率給で充当できる交付金の2分の1に相当する額を委員の方の人数で除した額、44名いらっしゃる訳ですから半分は、交付の原資について、半分は定額で、残り半分のほうが働いた分ということですので、能率給へ充当できる交付金額の2分の1に相当する額を委員さんの活動日数に応じて算定する額とさせていただいております。

具体的には後ろに計算例を記載させていただきました。こちらのほうは、中段以降の出来高割と書いているところがそれになります。また、例として、全体で交付金額が204万円だった場合、2分の1の102万円について、これを今回委員さんが業務日誌書いてもらった日数なのですが、日数の全ての委員さんの日数が1,800日だったとすると、その102万円を1,800日で割って、単価、1円未満は切り捨てて364円として、こちらの額を今度は皆さんの出ていただいた日数を掛けて均等割の部分、49,389円と、ごめんなさい、23,881円が均等割の部分で、26,208円が出来形払い、日数で割った分の364円掛ける日数を掛けたものが、この例でも72日となっていますけれども、これを足して49,389円が基本給に足される上乗せ能率給の部分ということになります。通常18万円基本給ですから、それプラス49,389円で、229,389円が交付される金額となっております。群馬県内の条例制定の規則の方法からすると、全部を均等で割っている町村と全部を出来高で割ってしまうところとか、2分の1ずつこのように出来高割する方式がほとんどでございます。

今回については、時間でやっていることではないということと、急激な差が出てしまうのもどうかということで、こちらのほうを採用させていただいて条例制定する予定でございます。遡って今年の4月の担当から計算させていただ

て、4月になったら交付させていただく予定でございます。また、条例が制定されたらご案内したいと思います。

以上、能率給の支給に関するところの条例改正のご説明でございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまのこの件につきまして、皆様のほうからは、これはどういう意味ですかと、ちょっと分かりづらいでしょう、非常に。そんなもんでご質問があれば、お受けしたいと思っております。

国から来るお金がちょっと見直しがされて能率給というか、そういうところに重点が置かれて、少ないよりたくさんきた方がいいんでしょうが、そういうことも含めて、それからご意見も求められてどうしますかというようなことで、意見を求められて対応しまして、皆さんの大多数の方が、この方式をお願いしますというようなこと、地域差があって、かなり推進委員の方とか、そういう方は、日数にばらつきがございましたが、みなかみ町の農業委員は、全員がワンチームで農業委員ですから、できたら均等割も生かすような均等割、それがいいのかなと思いつつも、国は能率給を認めて、そっちのほうに重きを置いたと、そういうことを含めると、やはりその方法もありかな、ということもたくさんやっぱり活動していただいた方に、それなりの方法を取ろうと、その按分的な形でこのような新たな計算方式をお願いしました。

皆様のほうから、何かこれに対してご質疑あれば。ありますか。

これはあれですね、事務局、今回はこのくらいの金額が来てるけど、来年以降、それは来るともこの金額が決まっているということではないですね。だから、ある意味、皆さんに相談しながら決定していくような方向ではないでしょうか、どうでしょうか。

事務局

説明させていただきます。

昨年までだと、農業委員会全体の目標があって、例えば集積率をどのぐらいにしますとか、その達成状況で判断されたり、そういうようなものが70%だったんですね。農業委員さんがどのぐらい動いているとかというのを3割算定で、その傾斜配分、群馬県に例えば何千万円と来て、その何千万という中からみなかみ町のは、このぐらいだということで金額を算出しているところで、昨年までは均等割だったので、昨年までの委員さんは覚えている方がいらっしゃると思いますけれども、昨年2回お配りさせていただいたんですけども、その上乘せ部分について、ここは、ただ上限額いっぱい給付することができました。

ただ、先ほどの原資となる最適化交付金は、こういう状況ですので、群馬県を大きな単位の中から配布されます。こちらについては、今年については半年間で1,445回の日誌の記載があった。それを7割として算定基礎として上げさせてもらったところ、交付金額が360万円という形で来ています。ただ、来年は、同じ回数、半年で、来年は1年換算、今年の部分1年で換算で、来年の部分算定されるという形なんですけど、同じ金額が来るとは限らないです。ちょっと不明確なのではないかとかそういう意見も、今、農林水産省に上がってQ&Aもきているところでございますが、来年になってみないと、今度取り合いっこになりますので、ちょっと不明なところもあります。ただ、農林水産

省は、あくまでもこの最適化交付金、最適化事業、今までの、大変失礼ながら農業委員さん、法令業務もありますので、その部分じゃない部分について、活動を求める方向性を明確にするということが、見える化の話の陰で見えないところもございますので、その辺をご了解いただいて、また来年金額についてはご相談する。基本的には、このやり方で給付する形にはなろうと思いますが、金額については今年以上の金額が上乗せ給付されるかどうかというのが現段階だと不明確になります。

以上、主にこの最適化交付金の上乗せ部分についての説明となります。

以上です。

議長 ただいま説明いただきましたが、それも含めまして、皆様のほうから何かご質問がございませんか。

なければ、本年はこの方法を取らせて、もちろん条例制定で3月の議会が通らないと進まない話ですが、この方法を取りたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

事務局 この後、ちょっと幾つか事務局のほうからご報告したいことがありますので。失礼しました、その他については以上でございます。

議長 以上で、議事、報告事項の全てを終了いたします。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時22分〕